氏 名 矢吹 香月

学 位 博士 専攻分野の名称 法学

学位授与番号 博甲第4188号

学位授与の日付 平成22年 3月25日

学位授与の要件 社会文化科学研究科社会文化学専攻

(学位規則(文部省令)第4条第1項該当)

学 位 論 文 題 目 自律的個人の育成と法教育-法教育としての消費者教育の可能性-

学位論文審査委員 主査・教 授 中富 公一 准教授 田近 肇 准教授 大森 秀臣 准教授 吾妻 聡

## 学位論文内容の要旨

平成20年3月告示された小学校・中学校学習指導要領、平成21年3月告示された高等学校学習指導要領により、学校教育に新たに法教育が採り入れられることとなった。

法教育は、すでにアメリカ合衆国などでは実施されているものの、日本ではなじみの薄い教育である。それを実現させたのは、文科省の主導する教育改革と法務省の主導する司法制度改革という2つの改革の流れであったとされる。ところが、あるいはそれゆえに、いざ法教育を実施しようとすると、法教育の具体的な目標は何なのか、法教育は子どもたちがどのような能力を身につけることを目指しているのか必ずしも明らかではなく、現場には混乱も見られる。

これに対し本論文は、法教育とは、自律的な個人、つまり「生きる力」を持った個人を育成することを究極的な目標とするものであること、そのことによって「みんなとともに自分らしく生きることのできる社会」をつくることを目標とすべきことを提案する。ここでいう「生きる力」とは、自尊心・他者の尊重を基礎とし、自分の考えを相手に伝え、相手の声に耳を傾けながらお互いに人間関係を形成するという能力であるとされる。

本論文は、第1章において、アメリカの法教育、日本の法務省の下に置かれた法教育研究会報告書の内容を検討し、筆者なりのあるべき法教育像が示される。第2章第1節において、法教育が実施される以前の「法に関する教育」の検討が、第2節において法教育導入をもたらした学習指導要領の検討がなされ、法教育の新たな意義が確認されるとともに、筆者の目指す法教育像が学習指導要領に沿ったものであることが示される。第3章において、法教育は公法分野でこれまで行われてきたが、私法分野でも行われるべきこと、そこにおいて消費者教育が有効な手段であること、であるとすればこれまでの消費者教育は見直すべきことが提案される。そして第4章において、具体的な指導案の検討が、アメリカの消費者教育の実践を踏まえながら提案される。

本論文の特徴は、従来の法に関する教育が主として憲法教育に重点が置かれていたこと、また、消費者教育といえば、消費者被害に遭わないためのマニュアル的な教育がなされてきたことなどの問題点を指摘し、自律的個人は、公法的空間だけではなく私法的空間においても育成されるべきこと、後者においてそれらを身に付ける手段として、消費者教育に可能性があること、その観点から新しい消費者教育の実践を提案しようとするところにある。

従来、公共的な事柄に参加するための公民としての自律性・主体性の方が、私的空間における自律性・主体性より重要なものであると考えられてきたのは、個人と個人の間で作られる契約・約束事は、非常に限定的な妥当範囲しかもたないように思われたからであったとされる。しかしながら、紛争解決のための裁判は、個別的な紛争解決を端緒として、類似の社会関係にも同様のルールが繰り返し適

用され、そうして蓄積された裁判例が徐々に社会的ルールを作り出していく場でもあるとされる。私的な領域においても個人は、裁判を通して公共的なルール形成に参加しており、このルール形成を通して自由で公正な社会の創出に貢献しているのであり、私法秩序あるいは民事紛争解決手続き、それ自体が『公共性の空間』を形作るものと考えられなければならないとされる。

本論文のいう私法的領域における自律とは、他者と主体的に法律関係を形成することができるということであり、端的に私的自治という観念によって表現される。そして公法的文脈での自律と私法的文脈での自律は、表現こそ異なるが軌を一にしており、何が善き生であるかについて自分自身で判断し、その善き生に向かって努力するということを内容としているとされる。また、自らを人格ある主体として尊重されることを望むということは、まず、他者を人格ある主体として尊重することであり、それは私法空間においても求められるとされる。

自律的個人とは、場合によっては国家が整備した環境を利用しつつ、善き生を求めて主体的に日常生活を送ることができる個人であるとされる。自由で公正な社会を支える個人の自律は、公法的空間では人格的自律、私法的空間では私的自治と表わされ、両者は、表現こそ異なるが、同一のものであるとされる。

従来型の法に関する教育では、憲法との関連で「個人の尊厳」、「法の支配」についての教育が中心となっておこなわれてきた。しかしながら、多くの子どもは、「人権」あるいは「個人の尊厳」という観念を知識としては身につけているが、その知識に基づいて主体的に判断して行動することでより善く問題を解決するという能力まで育成されることはなかったとされる。本論文は、日常的にルールを形成している個人を、私法関係における自律した個人と捉え、私法の文脈における私的自治および「他者の尊重」を教育の中に取り入れることにより、主体的判断力をもった「生きる力」を涵養すべきことを主張する。それを学ぶことを通して憲法の精神を身につけうると。

そのことを効果的に教えうる一つが、消費者教育であるとされる。

自律した消費者とは、自らのより善い生を求め、自らの権利を自覚し、自己決定について責任を持ち、主体的に紛争を解決し、かつ主権者として法の制定を求めることができる消費者であるとされる。 消費者は保護の対象ではなく、権利の主体とならなくてはならないとされる。

消費者の権利は消費者基本法第2条1項を参考に、具体的に検討される。消費者が契約を締結する際には、消費者と事業者の間には知識や情報量について格差が存在するが、この格差是正を国が支援することによって、消費者は事業者と対等な契約主体となるとされる。消費者は、この支援を求める権利を有し、契約主体となった消費者は、自らが決定し締結した契約について責任を負わなくてはならないとされる。

従来の「消費者教育」は、消費者を保護の対象としたものであったため、消費者被害に遭わないように情報や知識を教えるといった皮相的な教育となってしまっていたとされる。しかし、筆者の考える法教育としての消費者教育とは、子どもたちに身近な日常生活から、契約を結ぶということはどういうことかを考えさせ、契約から生じた問題を解決するためにはどのようにすればよいかを考えることを通して、法の基本的理念及び存在意義を身につけさせるというものでなければならないとされる。ここからあるべき消費者教育の目標および実践が提案される。

例えば、何か物を購入する時には、売買契約を結ぶことが必要になる。売買契約を結ぶということはどういうことなのかを考える中で、商品に関する情報を集め、そうした情報に基づいて自分がどのような契約を結ぶべきかを考え、相手方との交渉を通して他者と法律関係を形成する能力を身につけさせるということが重要である。さらに、その契約から何らかの問題が生じたときには、その問題に関して情報・資料を集め、それらの情報・資料を分析して問題点を整理し自分の意見をまとめ、相手に対して論理的に説明・交渉し、交渉によって解決に至らない場合は自らの権利の実現を図るために訴訟あるいは訴訟外の手続に訴えるという能力を育成する必要がある。こういった過程を通して、契約の拘束力、取引の公正、取引における責任、契約上の正義といった法の基本的価値や法の役割を身につけさせることが必要であるとされる。

しかしながら、従来、学校教育や消費者教育を支援する団体で行われている消費者教育はそうなっていないことが示される。そこで筆者の求める消費者教育の実践例を求めてアメリカの法教育の教科

書が検討され、そして "Street Law" が一つのモデルを提供しているとされ、それを参考に、筆者は、消費者教育の実践例を提案する。

まず教育目標として,以下のことが提案される。

- (1) 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、対等な個人同士が自由な意思に基づいて約束を結ぶということ、個人は自ら結んだ契約に拘束されるということについて考える。
- (2) 契約についての理解を深めることを通して、民法の基本原則の1つである私的自治の原則を理解する。
- (3) 自由で公正な社会を構築するために必要とされる、自由・責任・権利・公正といった法の基本的価値を習得する。

そしてこの観点から、具体的な学習指導案が提案されることになる。

## 学位論文審査結果の要旨

本論文の学位審査会は、2010年2月3日午後3時50分より法学部会議室にて開催された。委員は、 田近肇、大森秀臣、吾妻聡、中富公一の計4名の学内審査委員であり、これら委員によって審査を行った。

本論文の構成は、第1章「法教育とは何か」、第2章「法に関する教育」、第3章「消費契約における自律的個人」、第4章「法教育としての消費者教育の可能性」となっている。そして第1章において、アメリカの法教育、日本の法務省の下に置かれた法教育研究会報告書の内容が検討され、筆者なりのあるべき法教育像が示される。第2章において、法教育が実施されるまでの法教育に相当する、「法に関する教育」の問題点が確認される。そして第2節において法教育導入をもたらした学習指導要領の検討がなされ、筆者の目指す法教育像が学習指導要領に沿ったものであることが示される。第3章において、法教育は私法分野でも行われるべきこと、そこにおいて消費者教育が有効な手段であること、であるとすればこれまでの消費者教育は見直すべきことが提案される。そして第4章において、具体的な指導案の検討が、アメリカの消費者教育の実践を踏まえながら提案される。

本論文の特徴は、これまで主として法に関する教育が、憲法教育と道徳教育に委されてきたこと、そしてそれは知識教育にとどまっており、それを実生活で役立つスキルとして身に付けさせるといえるものが少なかったこと、むしろ法依存的あるいは法回避的傾向を助長するものであったことを指摘し、法教育は生きる力を涵養できるものであり、そうすべきものであることを主張することにある。また、自律的個人に基づく公共性の空間は、公法分野のみならず、私法分野にも展開されていること、法教育は両分野にまたがって行われるべきものであり、むしろ子どもにとっては、私法分野の方が身近であり、これを素材に法的リテラシーを涵養していくことが肝要であることを主張し、自ら、消費者教育の学習指導案を提案していることである。

審査会では、法教育は始まったばかりであり、その入口から出口まで様々な議論が錯綜している中で、その教育目標、およびそこで身に付けるべき法的リテラシーを明らかにしたこと、私法分野における法教育の重要性を憲法に基づきながら明らかにしたこと、消費者教育の現状の問題点を明らかにし、自ら指導案を提案していることについて、意義のある研究であり、博士論文に値するということで一致した。

また予備論文検討会で課題とされた、自律的個人とは何かをより本質的に具体的に論ずべきこと、なぜ消費者教育なのかを明らかにすること、叙述の方法として、まず論者があるべきと考える法教育の条件を明らかにして、現状を批判し、論者の提案する教育実践がなぜ必要とされるのかを明らかにすることといった課題にも答えるものとなっていることが評価された。

その上で、なぜ自由で公正な社会が目指されるべきなのか、自然権思想をとらないとすればどのような根拠で個人間の相互承認・尊重が必要であると子どもたちに教えることができるのか、本論文で目指される自律的個人は「強い個人」を指向しているようであり、それは社会的貧困を構造的に認識

せず個人の資質に還元することを助長しないか、消費者という視点からすれば対等平等な人間関係は 理解しやすいが、そのことだけで生きる力を涵養することになるのか、筆者によれば「生きる力」と は、自尊心・他者の尊重を基礎として、自分の考えを相手に伝え、相手の声に耳を傾けながらお互い に人間関係を形成するという能力とされるが、その「生きる力」以前に子どもたちに自尊意識を涵養 するためには、家庭や学校、地域共同体などの共同体への帰属意識を涵養することが重要ではないの か等が議論された。後者の問題は、予備論文検討会でも指摘された、法教育は生きる力を養うための 手段なのか、それとも独自の目的をもつべきかという問題でもある。これに関して、「生きる力」を筆 者のように定義すれば消費者教育はそれを涵養するための手段ともいえるかもしれないが、「生きる 力」をより深い所で意識すれば、法教育は、それとは相対的に独立性をもった領域であり、そのこと はもう少し明瞭に打ち出した方がよいのではないかとの指摘もなされた。

しかしこれらの指摘は、本論文が一応の成果を遂げたために更なる問題として意識されてきたものであり、本論文が博士学位請求論文としての水準を十分満たすものであることについて、審査員全員の判断は一致した。